

福岡県読書バリアフリー推進計画（概要版）

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の趣旨

視覚障がいのある人等の読書環境の整備を通じて、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「福岡県読書バリアフリー推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）第8条第1項の規定に基づく福岡県における「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として策定しました。

3 計画の対象

「読書バリアフリー法」第2条第1項の定義を踏まえ、視覚障がいのある人、読字に困難がある発達障がいのある人、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がいのある人を対象とします。

4 計画期間

計画期間は、令和5年度からのおおむね5年間とします。

第2章 福岡県における現状と課題

1 現状

障がい者サービスを実施している図書館や拡大図書（大活字本）、点字図書等を設置している図書館は少なく、視覚障がいのある人等にとって、読書環境が充実しているとは言えない状況です。また、読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、利用が全体のごく一部にとどまっているのが現状です。

2 課題

- 視覚障がいのある人等が利用しやすい書籍等の充実
- アクセシブルな書籍等の製作に係る人材の養成、確保
- 視覚障がいのある人等が利用しやすい読書環境の整備や読書活動の支援等
- 視覚障がいのある人等の利用促進のための更なる周知や県民に対する普及啓発の促進

第3章 基本方針（柱）及び施策の方向性

〈柱1〉アクセシブルな書籍等の充実

利用者の多様なニーズに応えるアクセシブルな書籍等の収集及び製作を引き続き行うとともに、その製作された書籍等を国立国会図書館やサピエ図書館と共有するなど、アクセシブルな書籍等の充実に取り組みます。

- 公立図書館、点字図書館における録音図書（デイジー）、大活字本、点字図書、LLブック、マルチメディアデイジー等の収集や製作を継続
- 公立図書館、学校図書館、点字図書館、国立国会図書館及びサピエ図書館と連携し、相互貸借によるアクセシブルな書籍等の提供を継続 等

〈柱2〉公立図書館等の人材育成・体制整備

図書館等の職員が利用者ニーズに沿ったアクセシブルな書籍等を提供するための適切な応対スキルについて実践的な研修を実施するとともに、アクセシブルな書籍等を製作する点訳者や音訳者の養成に努めます。

- 視覚障がいのある人等の読書に関わる人の実践的な研修を実施
- アクセシブルな書籍等を製作する点訳者や音訳者を養成 等

〈柱3〉利用しやすい施設・整備（機器）、サービスの充実

手すりやスロープの設置など施設のバリアフリー化、タブレットや電子拡大読書器などの読書支援機器の整備、インターネット等を利用した貸出申込などの手続きなどの利便性向上等、利用しやすい施設・設備、サービスの充実を目指します。

- 利用しやすい施設・設備の整備
- 読書バリアフリーサービスの充実 等

〈柱4〉図書館サービスに係る情報発信

潜在的利用ニーズを掘り起こすために、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベントの実施や、アクセシブルな書籍等と読書支援機器に実際に触れる体験会を開催するとともに、公立図書館、点字図書館、サピエ図書館等が視覚障がいのある人等に提供しているサービスについて、その内容や利用方法等が十分に周知されるよう、あらゆる手段を用いて広報します。

- 障がいの有無にかかわらず楽しめるイベントや体験会等の実施
- 読書バリアフリーサービスの内容や利用方法等の広報 等